

令和2年度 青森県青少年健全育成審議会

日時：令和2年9月14日（月）

13：00～14：10

場所：ウェディングプラザアラスカ

3階 エメラルドの間

（司会）

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

私は本日の司会を務めます三上と申します。よろしくお願いいたします。

本日は新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、会議時間の短縮等に努めております。このため委嘱状の交付は割愛させていただきます。誠に恐縮ではございますが、皆様のお手元に本審議会の委員に係る委嘱状をご用意させていただいております。お受け取りくださるようお願いいたします。委員の任期につきましては、令和2年9月11日から2年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に本日の配付資料等の確認をさせていただきます。お配りしている配付資料一覧をご覧ください。まずは次第、席図、委員名簿がございます。そして議事説明資料として資料1から4までございます。席図以外は既に委員の皆様へ事前送付済みなのですが、本日お持ちでない方がいらっしゃいましたらお知らせくださるようお願いいたします。

定刻となりましたので、ただ今から令和2年度青森県青少年健全育成審議会を開会します。開会にあたりまして柏木副知事からご挨拶を申し上げます。

（柏木副知事）

皆さんこんにちは。副知事の柏木でございます。本来、三村知事が出席すべきですが、出張と重なりまして八戸の方に交通事業の関係で行っております。代理で務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

知事から挨拶を預かってまいりましたので、代読をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、青森県青少年健全育成審議会にご出席くださり、誠にありがとうございます。皆様には常日頃から青少年行政をはじめ、県政全般に渡り格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。また、この度、委員就任を快くお引き受けくださり、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、少子化や核家族化、地域力の低下、そしてSNSなどのコミュニケーションツールの普及など、子ども・若者をとりまく社会環境は急速に変化し、意識や行動にも大き

な影響を及ぼしています。その結果、いじめや不登校・ニート・引きこもりの他、インターネットを通じたトラブルや犯罪被害の発生など、子ども・若者を巡る問題は益々複雑化・多様化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う環境変化により、心に負担を抱える子どもが増えるとの懸念も高まっています。こうした中であって県では、平成30年3月に第二次青森県子ども・若者育成支援推進計画を策定し、本県の未来を担う宝である子どもや若者が命を大切に作る心を育み、夢や希望を抱き、いきいきと命を輝かせて心身ともにたくましく健やかに成長していけるよう、子ども・若者の育成支援に係る施策を積極的に推進しているところです。

本日は会長・副会長の選任及び各部会の委員の指名の他、県の主な取組についてご説明申し上げ、ご意見をいただくこととしています。またいじめ調査部会におかれましては、いじめ防止対策推進法に基づく調査実施の必要性について、すでにご審議をお願いしている案件もあるところです。委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和2年9月14日 青森県知事 三村申吾

代読でございました。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

(司会)

続いて本日出席されている委員の皆様を委員名簿順にご紹介します。

三上定博 委員でございます。

千葉滋 委員でございます。

柳町真洋 委員でございます。

鈴木陸都子 委員でございます。

島谷千代子 委員でございます。

野沢寿恵 委員でございます。

齋藤美鈴 委員でございます。

平川昌史 委員でございます。

笹木正信 委員でございます。

工藤由緒子 委員でございます。

山本淑子 委員でございます。

佐藤やえ 委員でございます。

成田さなえ 委員でございます。

小島友子 委員でございます。

平間恵美 委員でございます。

田名場忍 委員でございます。
船木昭夫 委員でございます。
成田昌造 委員でございます。
栗林理人 委員でございます。
清水和秀 委員でございます。
成田成美 委員でございます。
橋本歩 委員でございます。
福田佳津子 委員でございます。
これで委員の紹介を終わります。
続いて県側の出席者を紹介いたします。
柏木副知事です。
環境生活部長の佐々木です。
青少年男女共同参画課長の工藤です。
青少年男女共同参画課副参事の吉田です。
同じく総括主幹の柏木です。
この他青少年グループの職員が出席しています。

ここで本日の会議の成立についてご報告申し上げます。青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定により、会議の成立には委員の半数以上の出席が必要となります。本日は都合により小笠原委員、田中委員の2名が欠席されていますが、全委員25名中23名の委員が出席していますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

これより議事に入りますが、最初の議題は会長及び副会長の選任についてです。資料1をご覧ください。青森県附属機関に関する条例第4条第1項及び別表第1に基づき、本審議会の会長及び副会長は委員の互選により選任することとされており、今回は改選後初めての審議会になりますので、会長と副会長を委員の皆様の互選により選任する必要がございます。本来であればここで仮議長を選出の上、会長の選任を行っていただくところですが、時間の都合上省略し会長が選任されるまで、暫時司会が進めるということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(司会)

異議なしとのご発言がございましたので、議事を進行させていただきます。
それではまず会長を選任いたします。自薦・他薦ございましたらお願いいたします。
どうぞ。

(佐藤やえ委員)

昨年と同様に、田名場委員がよろしいと思います。

(司会)

ありがとうございます。

ただ今田名場委員を推薦する意見がありましたが、他にございますか。

それでは田名場委員を会長として選任することよろしいでしょうか。

(委員)

拍手

(司会)

ご異議ないようですので、田名場委員が会長と選任されました。

会長は青森県附属機関に関する条例第6条第2号の規定により会議の議長となりますので、田名場会長は議長席に移動をお願いいたします。

会長が選任されましたので、これからの議事進行につきましては田名場会長をお願いいたします。

(田名場会長)

ただ今、本審議会の会長に選任いただきました弘前大学教育学部の田名場と申します。

引き続き、精一杯務めさせていただきますと思います。

本審議会では、有害図書の選定、販売の課題、また、いじめの対応に関する調査を始めとして、それ以外にもさまざまな県の青少年を取り巻く問題に関しまして、委員の先生方にお教をいただきまして一定の成果を果たしてまいりました。本当にありがとうございます。更にこれからも取り組み続けなければならない課題、あるいは新たな課題等もあります。特に今年度からは新型コロナウイルス感染症による環境の様々な変化が青少年に及ぼす影響についても考えていく必要があります。

今年度以降も委員の先生方のお力をお借りしながら、本県の青少年健全育成に関して考え、前進していきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員の皆様には会議の円滑な進行のご協力に関して改めましてお願いを申し上げます。

それでは早速ですが、次第に従い会議を進めさせていただきます。続きまして副会長の選任についてです。副会長は委員の互選により選出するという事となっております。自薦・他薦どなたかございますでしょうか。

よろしく申し上げます。平間委員。

(平間委員)

船木委員にお願いしたいと思います。

(田名場会長)

ありがとうございます。

ただ今副会長に船木委員をというご推薦が平間委員からございました。他にはございませんでしょうか。

それでは船木委員を副会長として選任することよろしいでしょうか。

(委員)

拍手。

(田名場会長)

ありがとうございます。

異議がないようですので、副会長は船木委員にお願いしたいと存じます。船木委員どうぞよろしく願います。

それでは船木副会長からこの場で一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願います。

(船木副会長)

皆様からご選出をいただきました船木昭夫と申します。青少年健全育成という重大な審議会の副会長として務めさせていただきます。皆様方、よろしく願います。

(田名場会長)

ありがとうございました。

ここで柏木副知事は公務都合により、ご退席ということです。ありがとうございました。

(柏木副知事)

申し訳ございません。ここで失礼させていただきます。よろしく願います。

(田名場会長)

ただ今、船木副会長からの資料をお配りさせていただいております。

それではお配りいただいている途中ですが、会議を進めさせていただきたいと思います。

次の議題は、図書類等部会及びいじめ調査部会の委員の指名についてです。委員改選後はじめての審議会となりますので、本審議会の役割等について、まずはじめに事務局からご説明いただいて、その後で部会の委員を指名するということにいたしたいと思います。

それでは事務局から説明をよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは事務局から説明させていただきます。恐縮ですが座って説明させていただきます。

改めて資料1をご覧くださいと思います。資料1の2枚目、第12条というのが規定されてございます。青森県青少年健全育成審議会の部会という規定でございまして、読み上げますと、第12条第1項で、審議会に、条例の規定によりその権限に属された事項を調査審議するため、図書类等部会を、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項を調査審議するため、いじめ調査部会を置く、となっております。2つの部会を置く旨、規定されてございます。

同条第2項におきまして、定員が規定されてございまして、図書类等部会につきましては12名以内、いじめ調査部会につきましては9名以内になってございます。第3項のなかで図書类等部会及びいじめ調査部会に部会長を置き、本部会に属する委員の互選によってこれを定めるというふうになってございます。

更に第5項のなかで部会長に事故あるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理するというふうになって規定されているところでございます。

次に各部会の役割等については資料2をご覧くださいと思います。健全育成審議会の概要でございまして、担当事務といたしましては、先ほども申したとおりに①・②・③ございまして、青少年健全育成条例の規定によりこの権限に属された事項の審議、そしていじめ対策防止推進法第30条第2項云々の規定に関する調査に関する事項、いわゆるいじめの再調査に関する事務でございまして、第3として、その他、青少年の健全な育成に関する重要な審議ということで、役割分担としましては①に関する事務は図書类等部会に担っていただきます。②に関する事務につきましてはいじめ調査部会に担っていただきます。最後③につきましては、例えば子ども・若者育成支援推進計画だとか、大きな案件に関わる話ですね、重要な事項にしましては全体の審議会のなかでご議論いただくということで、この委員24名と臨時委員の皆様におきまして、ご審議いただくということとしております。

組織等でございますけれども、委員数につきましては現状、委員24名定員の他に臨時委員1名を委嘱してございます。委員構成につきましては、関係業界を代表する者ということで、広告業の皆様とかということ。更には2つとして青少年の育成に携わる関係を代表する者。3つとして学識経験を有する者というふうになってございます。任期は2年間ということになってございます。

次に部会のところに移りますけれども、図書类等部会の担当事務についてもう少し細かく説明いたしますと、条例の規定に関する事務といたしましては、青少年に有害な図書类等の指定、優良書籍等の推奨に関する審議、青少年健全育成功労者・団体等の表彰に関する審

議ということで。この図書類等部会につきましては、慣例で年4回の審議をしていただいております。

次にいじめ調査部会につきましては、担当事務としていじめ防止対策推進法に基づく再調査に関する調査審議。再調査そのものですとか再調査必要に関する審議というふうになってございます。これは案件がある都度開催というふうになってございます。

説明につきましては以上でございます。

(田名場会長)

ありがとうございます。

ただ今のご説明に関しまして、ご質問等ございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

(佐藤やえ委員)

これでよろしいと思います。このまま進めていただけると助かります。

(田名場会長)

ありがとうございました。

このまま進めてよろしいのではないかというふうなご意見をいただきました。ありがとうございます。

それでは特に委員の皆様からのご質問等ないようですので、今のご説明を踏まえまして、規定に基づき審議会の会長である私から各部会に属する委員を指名させていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは私の方から部会の委員を指名させていただきます。指名にあたりましては、各部会の担当事務を念頭におきまして、委員の出身母体、専門性また継続性なども勘案したいと思います。委員の皆様には配付資料の委員名簿、そちらの部会の欄に該当する委員のところに○をご記入いただければと思います。

それではまず図書類等部会の委員に関しましてです。まず関係業者の方からということで、三上委員、千葉滋委員、柳町真洋委員にお願いしたいと存じます。青年団体から小笠原美香委員。学校関係者から野沢寿恵委員。青少年育成社から工藤由緒子委員、佐藤やえ委員、成田さなえ委員、小島友子委員。そして学識経験者から船木昭夫副会長、成田昌造委員。公募委員のお二人から橋本歩委員。以上12名を指名させていただきます。

すみません。時間の関係で、続けていじめ調査部会に関しましても指名させていただきます。こちらは青森県PTA連合会理事の山本淑子委員の他、学識経験者のうち5名の委員、そちらには船木副会長、成田昌造委員、清水和秀委員、成田成美委員、そして私を含めまして以上6名ということで指名させていただきたいと思っております。なおこのいじめ調査部会に

関しましては、8月19日付けで臨時の委員として田中治委員に委嘱をさせていただいておりました。任期は現在審議中の事案、いじめ調査部会の事案に係る調査審議の終了までということになりますので、いじめ調査部会には従前と同様合計7名、田中委員を、臨時委員を含めて7名ということにさせていただければと思います。

なおこの審議会終了後、各部会の開催も予定されておりました。どうぞ部会委員の方々、ご出席をよろしくお願いいたします。

以上指名を手短にさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次の議題に入らせていただきます。県の主な取組について、青少年健全育成のために現在今進めている主な取組につきまして、事務局からのご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは私の方から第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画の概要につきまして、説明をさせていただきます。

皆さんの方にお配りしております、こちらのリーフレット、ございますでしょうか。カラーのです。下の方が計画の概要版になっております。そちらに沿って説明をしていきたいと思っております。この概要版ですが、まずはまん中から開いていただくかたちで見開きしていただきますと、左の方に計画の概要ということで記載されております。

まず1番、計画の策定の趣旨でございますが、子ども・若者育成支援推進法及び国のビジョンに基づきまして、本県の未来を担う子ども・若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指して、関係機関と県民が一体となって取り組んでいくための指針といたしまして、平成25年1月に第1次計画を策定いたしました。その後、社会環境の変化等を踏まえまして、計画内容を見直しし、本県における取組を更に推進するため、平成30年3月にこの第2次計画を策定したところです。

そして3の計画の位置づけにありますとおり、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画として、子ども・若者の育成支援に関する本県の施策、総合的かつ計画的に推進するための基本計画として位置づけているものです。

計画の期間は平成30年度から5年間となっております。令和4年度までとなります。

右側の方をご覧くださいと思いますが、計画の背景といたしまして、基本目標がございます。基本目標を5つ設定しております、順に「子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援」、それから「困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援」、「子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり」、「子ども・若者の成長を支える担い手の養成」、「創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成」としております。

さらにこのリーフレットまん中からもう1回見開きをしていただきますと、こちらの方が計画の内容といたしまして、5つの基本目標の下、15の重点目標を設定しております。それぞれの項目についての説明は省略させていただきますが、それぞれの重点目標に対して施策の方向を記載しております。これに基づいて各種施策を展開していくというところ

でございます。

リーフレットを閉じていただきたいと思います。裏表紙になります。リーフレットの裏になります。計画の推進ということで、知事部局、教育委員会、警察本部がお互いにしっかり連携をしながら全庁的に取り組みを推進するとともに、国や市町村、民間団体と連携して取り組みの充実拡大を図っていくこととしています。

最後に進行管理についての記載でございますが、県では本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、全庁的な組織であります青少年行政連絡会議でこの各種施策の進行管理を行っておりまして、またその状況等につきましてはこの審議会に報告をし、皆様からのご提言やご意見をいただいて、各種施策に反映しているところでございます。

次に本日は資料3といたしまして、A3版縦長のモニタリング指標一覧という資料を配付してございます。こちらの方、最初に1点修正をお願いしたい点がございまして、表の上の段の右側のところですかね、太丸で囲んでいるところに最新値として(元年5月)とあるかと思えます。これは今年の5月調査時点での直近の数字ということになりますので、これは元年5月ではなくて2年5月というふうに修正いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

このモニタリング指標は第2次子ども・若者育成支援推進計画の推進を図るために、15の重点目標それぞれに対して、合わせて27項目の指標を設定しており、それぞれの状況を確認しながら各種施策に反映しているものです。今回の資料では前回値よりよくなっているものは黄色の網掛け、悪くなっているものは青の網掛けで示しておりますが、加えて1次計画策定時・2次計画策定時の数値も載せておりますので、ご参考にご覧いただきたいと思います。

各項目、数多くありますので各項目の説明は省略させていただきと思いますが、ちょっと1点だけ、基本目標で言いますところの、重点目標の4のNo.10、本県における「暴力行為の発生件数」と、青で網掛けをされているところで項目がございまして。こちらの方が31年3月末現在の最新直近の数字で1,711件で、前回値、昨年の数字で30年3月末で953件ということで、かなり数字が増えているというような見え方になっております。そちらの方はこの調査を所管しております学校教育課の方に確認をしましたところ、いじめの積極的認知を進めるということで、軽くぶつかるなどの身体接触も軽微な暴力行為というふうに捉えて、深刻なケースに発展しないように初期段階の指導が重要であるということで、働きかけた結果というふうに考えられるとの回答を得ております。いじめの積極的認知、早期対応との関連で暴力的行為の捉え方が若干幅広くと言いますか、初期の段階から捉えるというようなことで数値が今回は増えているというようなことかというふうに思われます。

このモニタリング資料の一覧のなかに、青少年の意識に関する調査の回答の数字がございましてけれども、こちらの方が2年ごとに調査を実施しているもので、今年度が調査年度ということになっておりますことから、現在作業を進めているところです。結果報告書の作成予定は3月になっておりますけれども、集まり次第、また委員の皆さんに資料提供したいと

いうふうに考えております。

それから資料の4がございまして、こちらの方は子ども・若者育成支援推進計画の関連事業について取りまとめたものです。基本目標ごとに知事部局、教育委員会、警察本部の取組を掲載しております。こちらの方も数多くの事業が関係しておりまして、元年度の取組状況と2年度の主な取組内容ということで、とりまとめているものです。本日は時間の都合がございまして説明の方は失礼させていただきます。

今後とも問題等による状況把握・確認を適切に行うとともに、皆様からのご意見を頂戴しながら、青森の未来を切り開く子ども・若者を健やかに育てていくための取組を進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

(田名場会長)

ありがとうございます。

ただ今、工藤課長から推進計画等につきましてご説明をいただきました。続きまして柏木総括主幹から運用概況についてご説明をお願いします。

(事務局)

健全育成条例の運用概況についてご説明いたします。

水色の冊子をご覧ください。こちらを開いていただいて、もう1枚めくっていただきますと1ページ目がございまして、1ページ目が条例の制定、趣旨及び改正の経過でございまして、青森県青少年健全育成条例は、明日の青森県を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に、昭和54年12月24日に公布、昭和55年4月1日に施行されました。社会情勢ですとか法律の変更にとまなまして改正を行っております。最後に改正されましたのが、次のページをご覧になってください。2ページ目でございまして、まん中のケのところでございますけれども、平成27年11月の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が改正されたことに伴いまして、平成28年3月に条例が改正されまして、28年6月施行されたというのが最終の改正となっております。

続きまして推進体制でございまして、行政組織改正といたしましては、まず最初に条例が施行された昭和55年4月、青少年婦人室というところから始まりまして、最後、平成14年から現在の青少年・男女共同参画課が行政組織改正として現在に至っているところでございます。

続きまして3ページ目でございまして、青少年健全育成推進員の配置でございまして、青少年健全育成県民運動の推進を図るため、青少年健全育成推進員を各地域に配置しております。昨年度末の状況はこちらに記載されているとおりのものですが、令和2年4月1日から地方公務員法が改正になりまして、推進員が特別職非常職員の要件に該当しなくなったということで設置要綱を改正したのですが、それにあわせて定員数も見直しし

ております。資料に載っておりますのは定員数532人となっておりますけれども、473名というふうに定員数を減らしております。4月1日現在ですけれども、その473名のうち418名を県下で委嘱しております。

委嘱した推進員に対しましては研修会を実施しております。3ページ目のまん中に昨年度の状況が載っておりますけれども、昨年度は6回、6地域で行われましたが、今年度につきましては新型コロナウイルスの感染予防ということで書面開催としております。

続きまして4ページ目をご覧ください。こちらが今日お集まりいただいております青少年健全育成審議会の運営でございます。昨年度は1回、令和元年5月31日に開催しております。

続きまして5ページ目でございます。図書類等部会の開催状況でございます。令和元年度は4回開催しております。そのなかで有害図書の指定が12冊、推奨が2冊。あと表彰につきましては10名の個人の方の表彰をこちらの部会で決めております。いじめ調査部会につきましては昨年度は実績はございませんでした。

続きまして6ページ目をご覧ください。6ページ目でございますけれども、先ほど申し上げました表彰に関しまして、個人10名の方、こちらに書いてある10名の方を表彰しております。

次8ページをご覧ください。こちらが推奨図書でございます。優良図書につきましては「かたづの！」あと「右手にミミズク」の2冊を昨年度は推奨させていただいております。

続きまして9ページ目でございます。社会環境浄化活動の状況についてご説明いたします。昨年度は6月から12月にかけて、先ほどもご説明いたしました青森県青少年健全育成推進員の方、それからあと青少年・男女共同参画課の職員がそれぞれ立入調査等をして、店舗の一斉調査を行いました。その結果でございます。まず有害図書類等収納自動販売機でございますが、全県で56台設置されております。下のグラフにありますとおり例年段々台数は減っておりますが、56台となっております。

続きまして10ページ目をご覧ください。イの自動貸出機等ですけれども、昨年度末では4台設置がありましたけれども、今年度、廃止の届けが出されておりますので、現在県内では自動貸出機は0ということになっております。

次に一般の書籍販売店についてでございます。104店舗調査いたしましたが、そのうち有害図書を取扱っているお店が60店舗ございました。割合でいいますと57.7%でございます。そのうちで区分陳列など青少年に対する配慮をしているという店舗はその60店舗のうちの58店舗で何らかの配慮をされていたということで、96.7%のお店が配慮しているという調査結果になりました。

続きまして11ページでございます。エのスーパーマーケット・コンビニエンスストア等でございます。こちらでは昨年度は767店舗を調査いたしまして、有害図書を取扱っているのが424店舗、割合でいいますと55.3%です。配慮をしているお店は全部で419店舗で98.8%となっております。

続きまして下のDVD等の販売店でございます。216店舗を調査いたしまして、そのうちの32.4%に当たります70店舗で有害図書を取扱っております。こちらの配慮しているお店・店舗につきましては、そのうちの97.1%、68店舗となっております。

コンピューターソフト販売店につきましてはでございますが、93店舗を調査いたしまして、そのうちの38店舗、40.9%のお店で取扱いがありました。そのうちの86.8%、33店舗で青少年に対する配慮を行っていただいております。

続きまして12ページ目をご覧ください。個室カラオケの営業店でございます。43店舗ございまして、こちら全てのお店で条例の規定を順守し、深夜の立ち入りを制限しているという情報でございます。

続きまして13ページでございます。条例違反の検挙状況でございます。令和元年度は検挙件数が28件、検挙人数が22人となっております。前年度よりも若干人数・件数とも増えていますが、ここ数年で見ますと比較的少ない方であったと思われま。

最後、少年補導センターの設置状況でございます。下の表にありますとおり8市と、あと三戸町の9市町にセンターが設置されております。補導員の数は9センター合計で734名の方が補導員として活動していらっしゃいます。

以上でございます。

(田名場会長)

ありがとうございます。

ただ今、推進計画運用等概要につきましてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは今日、時間がかなり厳しい状況なかで進めさせていただいております、ご協力ありがとうございます。

次の議題に移りたいと思います。それではここから意見交換に移らせていただきます。意見交換にあたりましては、事務局の方から2点程のご説明をいただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

(事務局)

本会議の冒頭、柏木副知事からもお話があったところなのですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大ですとか感染拡大防止対策が青少年に与える影響について意見交換をお願いしたいと考えております。

意見交換にあたりまして予め齋藤委員と船木副会長の方をお願いしまして、それぞれの専門分野から話題提供していただくということとしておりましたので、お話を頂戴したあと委員の皆様で意見交換を進めていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(田名場会長)

ありがとうございます。

それでは今ご説明いただいたように、お二人の方から話題提供をお願いしたいと思います。まず最初に齋藤委員の方からよろしく願いいたします。

(齋藤委員)

北中学校の齋藤と申します。

お話をいただいてメモ程度で書いてきた1枚ものがございます。最初、配付するつもりがなかったので、体裁等整っていないのでご了承いただきたいと思います。

私個人の感触というか意見だけだと心もとないので、青森市の教育委員会の少年育成チームの主幹と、それから青森市の中学校の校長会の皆様にもご意見をいただいて、それらをちょっと集めてまいりました。休校やそれに伴って生活の変化が中学生に与えて影響ということで、小学校の方はちょっと情報収集できていませんので、中学校に限ったものです。

まず大きくプラス面ということで、子どもたちが作文等にも書いていたのが、「休校期間中は家族の絆が深まった」「手伝いの機会が増えて良かった」というふうな意見が多数ありました。また不登校生徒なのですが、休校期間の、青森市で行っておりました遠隔授業による学活、授業への参加、これを行いまして、そのことでハードルが下がって教室復帰が進んだという事案が多数ございます。

それから、これは少年育成チーム方からの情報ですが、中学生が繁華街や遊技場を出歩く機会がなくなった。これも小学生も同じように減っているということでした。非行事案が大変減少しているということです。

それからコミュニケーションが苦手な生徒は、行事の削減や授業の短縮によって、学校への抵抗感が薄れたというふうなこともございます。

でも逆に、実は最近また行事が復活してまいりまして、それに伴ってせっかく復帰した子どもさんがちょっと遠のいていると、そういうふうなこともございます。

それから5つ目としましては、衛生面・健康面の自己管理意識が向上しているということで、普通の風邪をひくお子さんも減っております。

大きくマイナス面ということで、休校期間、生活リズムが崩れ、夜型になった。これも多数子どもたちが作文等に書いております。ゲームやスマホ依存と書いてあるのですが、依存まではいかなくても随分大人の方々とゲームでつながる、そういう機会も出てきたという話を聞いております。

それから2つ目としましては、家にいる時間が増えたということで、ストレスが増えた。実際に家庭内の不和等で悩みを抱えている生徒も出てきておりました。

それから3つ目、部活動とか行事、こういったものが存分に出来ないということでストレスが増えたということです。それから3密回避によるストレス。友達やクラスメイトとの交流の減少。これはグループ活動とか給食とか昼休みとか、そういったところが随分制限され

るようになっております。

青森市の委員会の主導で、休校中、普段の学習活動で青森市では遠隔授業を随分行うようになりました。そのことが与える影響というものが、これは大きく取り上げて別枠にしてあります。

まずプラス面ということで、ICT活用のハードルが下がった。教師の指導技術であるとか生徒のICT活用技術が大変向上しました。これから、もう既に配付された学校もあるのですが、1人1台パソコンというのが配付になりますので、有効活用に向けて大きく前進しているところです。

それから不登校生徒や不登校傾向生徒の学校復帰が促進された。先ほど申し上げたことと重なっております。

それからマイナス面ということでは、この遠隔授業によってスマホやタブレットを親から買い与えられた子どもさんが大変増えました。そのことで使用時間等の約束事が守れないというお子さんが大変増えているという保護者からの悩みも聞こえております。

それから中学校1年生からスマホ等を買って与えられるお子さんが大変多いですけれども、使いこなせない。つまり慣れないということから情報モラル等の未熟さ、それでトラブルが起きているという事案もございます。

それから遠隔授業内容の影響ということでは、最初慣れなかったものですから、先生方も負担が増えたなというふうな感じがありました。また遠隔授業中の誹謗中傷、これはズームというツールを用いてやり取りをしたときに、チャット機能というのがあるのですが、そのチャット機能で友達同士、授業の先生に隠れてやり取りができるのです。そこで誹謗中傷が実際に行われたという事案もございました。

それから家庭環境によってICT格差があります。つまり貧困なご家庭と言いますか、そういうところは準備ができないというふうなことで、子どもたちが辛い思いをしていた。それからスマホやタブレットの画面での長時間授業が行われるために、健康不安がありました。

そこで市の教育委員会主導でマイナス面への対策や工夫を行いまして、現在、それらが行われているということが6つほど挙げられております。教員への研修の強化。さまざまな研修が中止になるなか、ICT関係の研修が大変増えております。それから遠隔授業におけるルールの徹底。これをしっかりと行えばさまざまなトラブルが防げるということで、これらの情報共有をしているところです。それからICT格差の対策ということで、2in1パソコンの貸し出し、それから登校による遠隔授業参加というのを積極的に行っております。それからパソコン室等にエアコンが急遽設置されることになり、夏季休校中の遠隔授業に対応しております。それから長時間授業の場合、中学校3年生は夏季休業中、6時間授業を2週間おこなったのです。私たちも大変健康不安が懸念されていたのですけれども、各学校で気分転換を取り入れ、さまざまな技能教科を取り入れたり、1コマ短縮するなど、休憩時間を多くするなどの工夫をしていたというお話でございます。

まだまだ足りない部分もあるかとは思いますが、こういった状況でございます。

(田名場会長)

分かりやすい資料とご説明ありがとうございました。新型コロナウイルス感染拡大の中、学校現場で工夫されている現状を分かりやすくお話いただけましたと思います。ありがとうございます。

次に船木副会長様、話題提供をお願いいたします。

(船木副会長)

青森大学の船木です。

資料で今、齋藤先生からご報告がありましたが、改めてお話しします。いわゆる新型コロナウイルスによる影響は、社会的に、1つは貧困という課題があるかと思えます。昨年度は貧しいという点では、貧しいということが学力面に影響を及ぼすということになるかと思えます。それと同時に学校の面では、いろいろさまざまな機会が奪われる。それが発達に大きな弊害になるだろうということが予想されます。

それらを含めて、自宅では、絆の時間が増えると同時に様々な問題発生が大きな課題としてあるだろうということになります。基本的にはやはり距離をどう取っていくのかというのが子どもたちの成長過程として大きな課題ですが、その面ではいろいろ、さまざまな葛藤が生まれてくるのだろうというのがあります。

児童相談所の虐待相談が、いわゆる件数としては減っていると言われますが、これは基本的にはやはり機能が停止していて、問題が潜んでいるのではないかという心配があります。

今、やはり家庭で考えることは、別なことに取り組むことは無駄ではなくて、将来につながる、関係性について何か媒介を置くことによって、少し人間関係を変化させるというか、それから人のために計画や行動する、いわゆるボランティアとか含めたもの、こういうことなどを勘案しながら、いわゆる今までのものの捉え方、考え方を少し変化をさせて、よりよい環境をもって実施するというのを考えていかなければいけないのではないかということです。

そのためには、いわゆる心の健康教育や人間関係教育、ストレスに関して言えば、ストレスコーピングという対処する方法を身に付ける、アサーショントレーニングということで、人との関係であなたも私もよりよい感情をもって関わっていきましょう。それからアンガーコントロール、感情コントロール。特に怒りとか感情をきちんとコントロールできるよう身に付けようということ。それからソーシャル・スキルズ・トレーニングで、いわゆる対人関係技能をきちんと身に付けることをやはり改めて考えていく必要性はないだろうかという提案です。

今、県で「命を大切に作る心を育む対話集会」というのを実施をしておりますが、これは1つの大きなものの1つであると思えますし、それと同時にやはり先ほど言ったような心

理教育、健康教育が実施されることを期待します。

さてもう1つ参考資料としてお付けしました、「コロナ臨時休校中の小学生メディア接触実態調査報告」ですけれども、群馬大学の伊藤先生を中心に行っています。私は研究分担者ということと、あと、青森県内の先生方が数名書類を提供させていただいております。

今年の5月1日から7日まで、1,300名、WEB調査ということで信憑性がどこまであるかと言ったら当然疑問ですけれども、結果としての有効性はそれなりに持っているだろうということです。

この中で特徴的な点は、先ほどもございましたように、やはり9割以上がネット機器の環境を作れたということです。それから同時に家族との会話が増えたのが6割。それから保護者の不安としては、やはり学習の遅れやストレス・精神面での悪化、生活習慣の乱れ。それからネット依存・ゲーム依存がある。とりわけゲーム依存症についていえば、2018年の6月にWHOが精神疾患と位置づけておりますし、この面で適切に対処していく必要があるのではないかとということです。

スマートフォンの使用に関してですが、やはり一般的なパソコンよりも、スマートフォンを使う利用度が高いというのが当然言えると思います。とりわけ小学校・中学校・高校生がパソコンを利用するようになったということと逆に、大学生の方がスマートフォンで済ませているということもあつたりして、それによって授業への兼ね合い、先ほど言いましたが、青森大学は6月末までオンライン授業をしていましたが、当然そこにはメリット・デメリットがあります。その対処を一人ひとり、個別に対策をしていく必要があると思います。今後コロナウイルスに対する対策をより具体的に取り組むことが青少年の健全育成に極めて重要なことではないかなと思っています。

以上です。

(田名場会長)

ありがとうございます。

詳しい資料、分かりやすいご説明、ありがとうございました。

それではただ今の齋藤委員・船木副会長のお話を参考とさせていただきながら、新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策等が青少年の健全育成に与える影響という点に関しまして、意見交換というかたちで、5分ちょつとの残り時間となりましたが、どなたかございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。柳町委員何かございますでしょうか。

(柳町委員)

柳町でございます。

今の齋藤委員、船木副会長のお話、大変参考になりました。大学生、生徒のパソコン・スマホ・タブレットを使う時間が増えるということかと思っています。ここには具体的に書いてご

ございませんけれども、これはあくまで見る側、映像を見る側ですけれども、最近自分から発信する側、TikTok（ティックトック）とか、それから、検索すると出てくるライブ配信アプリ。できる年齢は13歳からですので、高校生・中学生は自分でもう発信しております。国内でも自分の自宅から、あくまでも身元が分からない形で出ているものも結構ございます。発信側が対策なしで無防備に行えば、トラブルが起こるということで、結構嫌だなということをおこの資料で感じました。

以上でございます。

（田名場会長）

ご専門の立場から分かりやすいお話ありがとうございます。私も気が付いていないことを教えていただいて、ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。ご指名させていただいて申し訳ありません。福田委員から何かございましたらお願いしたいなと思います。

（福田委員）

よく学校のこととかは分からなかったのですが、スマートフォンとかタブレットとか、そういうものを使って先生方がすごく考えてくださっているということを知っただけでもすごく安心しました。以上です。

（田名場会長）

ありがとうございます。

なかなか専門的な用語が多くて、理解が拙いところがございますけれども、皆さんの力を合わせて考えていければと思います。

もう1人方すみません。少年警察ボランティア連絡協議会の方から小島委員にいらしていただいていますけれども。小島委員、お願いします。

（小島委員）

小島です。

私の孫が小学校1年生で、今の子どもは本当に小さい頃から、親のスマホをいじってというような生活をしてきましたので、すごいものだなと思いました。

ネット依存というお話が出ていたかと思うのですが、ちょっとコロナの話からは外れるかもしれないと思うのですが、常日頃思っていることですが、ネット依存というかゲーム依存、今、eスポーツというのが盛んに推奨されているように感じていますが、そのeスポーツを行っているのとネット依存の境というか何かそういうところはあるのでしょうか。この場をお借りしてお聞きしたいと思います。

(田名場会長)

ありがとうございます。

ネット依存と有益な活用の境目というお話でしたけれども、もしかすると両方が背中合わせであるのかもしれないと思いながらお伺いしていたのですが、専門のお立場からでは、精神科の観点から何か。

(栗林委員)

答えになっているか分からないのですけれども、子どもたちのゲームの依存傾向というのは確かにあると思うのですけれども、意外だったのは、コロナでお休みになったら学校に行きたいという、そういう子どもたちがやはり多かったなど、健康なのだなと思いました。

ゲームに関しては、結構ゲームって種類があるのですけれど、eスポーツというのは悪いことではないです。スポーツというのは競い合うということで、何か研ぎ澄まされた何かを訓練していくという練習であります。

問題になっているのは課金をともなうようなもの。それらが非常に中学生とか高校生、特に中学生ですね、本当にお金が絡んでくるので、家族の方がこづかいの枠組みを作るのですけれども、打ち破られてしまうようなことが盛んに起こっていて、大変やっかいだなと思っています。

個人的には、自分の娘には高校からしかスマホを預けなかったのですけれども、今は中学生には最初から持てるということで、どう付き合っていくかというのが、いかにスマホ以外の世界を子どもたちに教えていくかということを作っていくかという点にどうにもならないと思います。答えになっているか分からないのですけれども。

(田名場会長)

ありがとうございました。

スマホ・ネット等の素晴らしい環境に目がいくことが多い中で、そこだけではなくて日常の生活のなかで我々が大事にしたいところを子どもたちに見せていけるのか、配慮していけるのかというふうなご意見をいただきました。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは今日お伺いしたご意見を大切にして、今後ともそれぞれに考えていきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは本当に今日いらしていただいた皆様から、お一人、お一人お話をお伺いしたいところではございますが、意見交換を終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご質問あるいはご意見、いろいろあろうかと存じます。メールあるいはFAXなどで事務局にご連絡をいただけましたらとお願い申し上げます。それでは以上で本日の議題は終了とさせていただきます。委員の皆様にはご協力をいただいて本当にありがとうございました。

それでは事務局の方にお返しします。

(司会)

田名場会長ありがとうございました。

閉会にあたりまして、環境生活部長の佐々木からご挨拶申し上げます。

(佐々木環境生活部長)

改めまして、本日は田名場会長をはじめまして、委員の皆様方お忙しい中ご出席をいただきまして、また会議のなかでさまざまなご意見を賜りましてありがとうございました。

皆様から頂戴いたしましたご意見につきましては、これを参考にしながら今後の取組の充実を図っていききたいと考えております。特に本日、新型コロナウイルス感染症の拡大や感染拡大防止といった対策で、青少年の健全育成に与える影響、それぞれの専門分野からお話をいただきました。今後、新しい生活様式に対応した事業といったものも構築していききたいと考えておりますので、その際の参考にさせていただきたいと思います。

どうか委員の皆様方には、これからも引き続きご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして令和2年度青森県青少年健全育成審議会を閉会いたします。

引き続きこの会場でいじめ調査部会を開催いたします。部会委員の方におかれましては、5分後にこの会場にお戻りくださいますようお願いいたします。なお14時30分より5階のガーネットの間において、図書類等部会を開催いたします。図書類等部会の委員の皆様は14時30分までに5階ガーネットの間にお集まりくださるよう、お願いいたします。委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。